

豊平区キャラクター取扱要領

平成30年 3 月29日 豊平区長決裁
令和 8 年 8 月 7 日 豊平区長決裁

(目的)

第1条 この要領は、豊平区のキャラクター「こりん・めーたん」の使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な活用を図ることにより、豊平区への愛着を深めるとともに、豊平区の魅力のPRやイメージアップを促進させ、豊平区のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 「こりん・めーたん」とは、豊平区キャラクター「こりん・めーたん」に関するすべての総称をいう。
- (2) 「こりん・めーたん」の意匠とは、別図1に定めるデザインのほか、豊平区が作成及び保有するデザインとする。
- (3) 「こりん・めーたん」の着ぐるみとは、別図2に定める着ぐるみとする。

(使用の申請)

第3条 「こりん・めーたん」の意匠又は着ぐるみは、非営利目的に限り使用することができる。ただし、協定等に基づき豊平区長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 「こりん・めーたん」の意匠又は着ぐるみを使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ「豊平区キャラクター意匠使用申請書」（様式1）又は「豊平区キャラクター着ぐるみ使用申請書」（様式2）を豊平区長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、意匠の使用申請を不要とする。

- (1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体が業務で使用する時。
- (2) 豊平区内の町内会連合会、まちづくり協議会、単位町内会及びこれらと同様に地域のコミュニティ活動を推進すると認められる団体が使用する時。
- (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用する時。
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）で定められている私的使用の範囲に該当する時。
- (5) 学校等が教育の目的で使用する時。
- (6) その他豊平区長が認める時。

3 豊平区職員が業務で使用する時は、前項本文の規定にかかわらず、同項の申請を不要とする。

4 「こりん・めーたん」の意匠は、原則として別図1に定めるものを使用するものとする。ただし、「こりん・めーたん」のイメージを損なわない限りは変更を加えての使用を認めることとし、その場合、申請者は「豊平区キャラクター意匠変更使用申請書」（様式3）を豊平区長に提出し、承認を得なければならない。

(使用の承認)

第4条 豊平区長は、前条第2項又は第4項ただし書の規定による申請に対し、「こり

ん・めーたん」の意匠又は着ぐるみの使用を承認するときは、「豊平区キャラクター使用承認通知書」（様式4）により、申請者に通知するものとする。

2 豊平区長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

（使用の不承認）

第5条 豊平区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、「こりん・めーたん」の意匠又は着ぐるみの使用を不承認とすることができる。

- (1) 豊平区及び「こりん・めーたん」のイメージを損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用し、若しくはそのおそれがある、又はこれらを支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 使用申請の内容に虚偽の申告があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、豊平区長がキャラクターの趣旨に照らして不適切な使用と認めるとき。

2 豊平区長は、前項の規定による使用を不承認とするときは、「豊平区キャラクター使用不承認通知書」（様式5）により、申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第6条 「こりん・めーたん」の意匠の使用期間は、一つの行事又は企画の開始から終了までとし、最長で1年間とする。それを超える場合は、当該期間の満了日までに第3条第2項の規定による申請を行い、第4条第1項の規定による使用の承認を受けなければならない。

2 豊平区長は、前項の規定にかかわらず、インターネット等を利用して情報を発信する媒体において使用する場合及びその他特に必要と認める場合は、別に期間を定めることができる。

3 「こりん・めーたん」の着ぐるみの使用期間は、原則として受取日と返却日を含めて5日以内とする。

（使用料）

第7条 使用料は無料とする。

（経費等の負担）

第8条 豊平区は、この要領による使用申請に要した費用及び使用の実施にかかる経費又は役務を原則負担しない。

（使用上の遵守事項）

第9条 「こりん・めーたん」の意匠又は着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、承認を受けた用途、又は第3条第1項ただし書に該当する用途にのみ使用し、第5条第1項各号に該当する用途で使用しないこと。
- (2) 使用者は、承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用者は、意匠法（昭和34年法律第125号）第3条第1項の規定による意匠登録又は商標法（昭和34年法律第127号）第3条第1項の規定による商標登録を行わな

いこと。

- (4) 使用者は、「こりん・めーたん」の意匠の使用に際し、「豊平区キャラクターこりん・めーたん」と表示し、豊平区のキャラクターであることを明記すること。
- (5) 使用者は、第3条第4項ただし書の規定による承認を得た場合を除き、意匠の改変、描き足し、一部消去及び色調の改変を行わないこと。
- (6) 使用者は、「こりん・めーたん」の着ぐるみの使用に際し、別に定める取扱説明書を遵守し、常に良好な状態で管理し、適切に使用すること。なお、き損又は汚損した場合は、可能な限り原状回復に努めなければならない。

(承認の取消し等)

第10条 豊平区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の使用の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) この要領に違反したとき又は違反することが判明したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正の手段による承認を受けたとき。
 - (3) その他豊平区長が取消し又は中止することが適当と認めるとき。
- 2 豊平区長は、前項の規定により取消し又は中止させるときは、「豊平区キャラクター使用承認取消・中止通知書」（様式6）により、使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による取消し又は中止を受けた者（以下「被取消者」という。）は、「こりん・めーたん」の意匠又は着ぐるみを使用してはならない。
- 4 第1項の規定による取消し又は中止により被取消者に生じた損害について、豊平区は一切の責任を負わない。
- 5 第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、当該行為により豊平区に生じた損害を賠償しなければならない。

(使用者等の責任)

- 第11条 使用者が、「こりん・めーたん」の意匠又は着ぐるみの使用により自己又は第三者に損害又は損失を与えた場合について、豊平区は一切責任を負わないものとする。
- 2 使用者は、「こりん・めーたん」の意匠又は着ぐるみの使用に際して、故意又は過失により豊平区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を豊平区に賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか「こりん・めーたん」の使用に関し必要な事項は、豊平区長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年8月7日から施行する。

(別図1)

1 基本パターン



2 ロゴ

こりん めーたん

3 うれしい！



4 怒った！



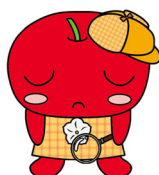
5 プレーボール！



6 こまったなあ



7 ごめんなさい



8 なにかな？



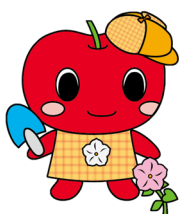
9 え～ん！



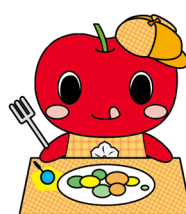
10 読書で休憩



11 育て育て



12 ごはんの時間

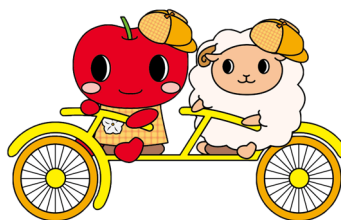


(別図1)

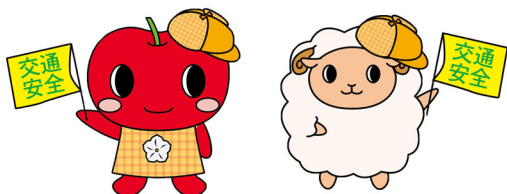
13 お知らせです



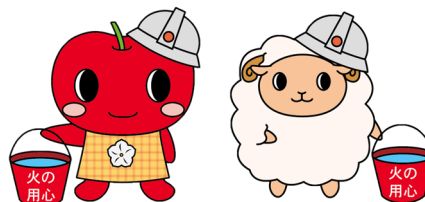
14 自転車に乗って



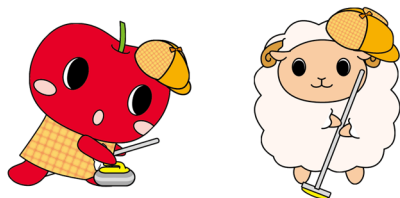
15 交通安全



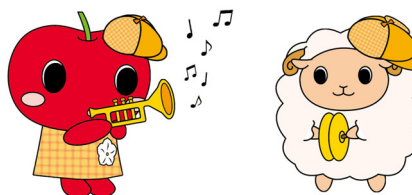
16 火の用心



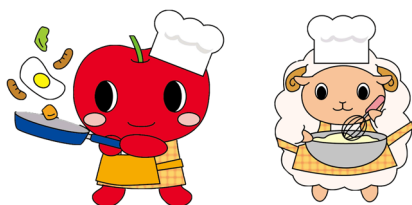
17 カーリング



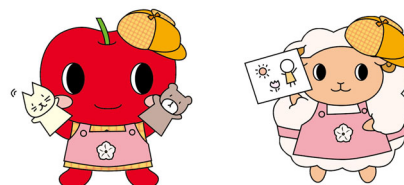
18 ミュージック ♪



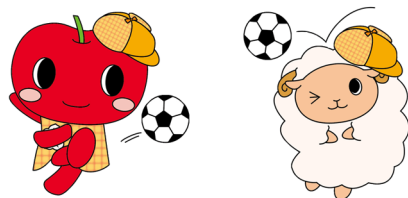
19 おいしくな〜れ



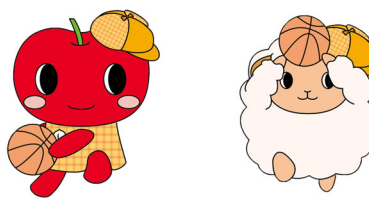
20 あそびましょ



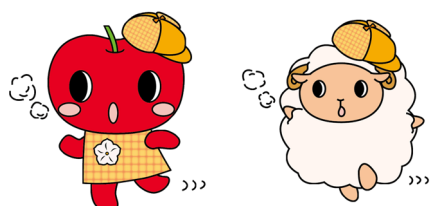
21 キックオフ



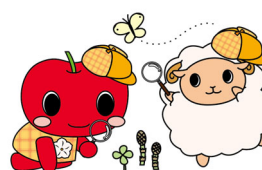
22 ティップオフ



23 走れ走れ

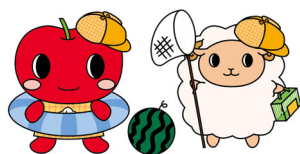


24 春が来たよ！



(別図1)

25 サマーバケーション



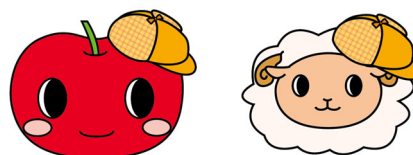
26 秋の訪れ



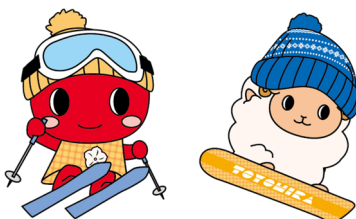
27 雪が降ってきた！



28 顔型



29 好き！スキ！s k i！



30 スススイ〜ッと♪



31 アップルこりめ



32 カルタ



33 ラグビー



34 餅つき



35 鬼は外

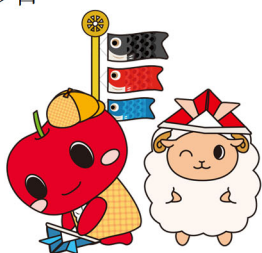


36 お花見



(別図1)

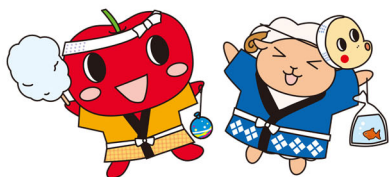
37 こどもの日



38 雨降りの季節



39 お祭りだ！



40 暑い～



41 ハロウィン



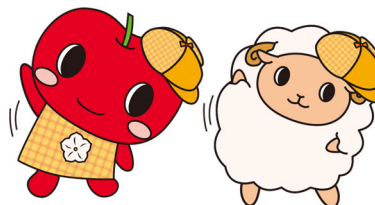
42 クリスマス



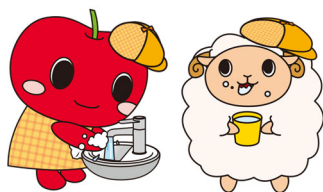
43 ゆきだるま



44 準備運動



45 うがい・手洗い



(別図2)

豊平区キャラクター「こりん・めーたん」 着ぐるみ



(左：こりん、右：めーたん)